

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令案」に寄せられた御意見

御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への反映の有無
<p>私はこの改正案に反対します。この利率を従来のおおひた以下に下げる事は、国民生活を支える労働者の方々の意欲を著しく下げ、各個人の将来展望に暗い影を落とします。将来に対する期待感も失われます。利率を維持する方策を検討して頂きたいと思ひます。</p>	<p>昭和 54 年改正前の地方公務員等共済組合法（以下「地共済法」という。）においては、年金の受給資格要件を満たさずニ退職した者に対して、掛金の返還の趣旨で退職一時金を支給することとされており、当該退職一時金の支給を受けた者が、その後の再就職等により年金の受給権を取得した場合は、当該退職一時金の額に利子相当額を加えて返還することとされています。</p> <p>また、昭和 54 年改正及び昭和 60 年改正により廃止されたものの掛金の返還の趣旨で経過的に支給することとされている脱退一時金等については、当該脱退一時金等の額に利子相当額を加えて支給することとされています。</p> <p>これらの利子の利率は、共済組合等が運用していたならば得られたであろう運用益として、5 年に 1 度行われる公的年金の財政検証における経済前提（名目運用利回り）に基づき設定しているものであり、こうした利率設定の考え方について、ご理解くださいますようお願い申し上げます。</p>	なし
<p>今回のパブリックコメントの対象となる案件以外のご意見（3 件） （サイバーセキュリティ対策その他幅広い政策分野に関するもの）</p>	<p>お寄せいただきましたご意見に関しましては、政令案の内容に含まれておりませんが、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	なし